

土木主任官會議の問題（二）

田中好

はしがき

施政方針の訓示がある譯では無いが、議會終了後招集さるゝ・地方長官會議に相次で毎年開かるゝのは土木主任官

會議である、本年は四月早々災害工事擔當者の會合が催されたので、土木主任官會議は見合す噂があつたが、矢張り恒例に依つて六月二十三日から内務省に於て開會された、時恰も郡役所廢止に基因して地方議會の開會あるゝ時であつて、所謂元老土木課長の出席が渺いと按せられたが、その豫想は裏切られて例の元老連に屬する高田神奈川、村山大阪、田邊兵庫等の顔が揃つた。

第一日は濱口新内相の訓示がある筈であつて、新内相の

精進其ノ職責ヲ全フスルヲ期セサルヘカラス
各位カ其ノ職務ヲ執行スルニ方リテハ一意奉公私ヲ去

ルヘキハ當然ナリト雖其ノ擔任スル事務民間ノ利害ニ關
係スルモノ多キヲ占ムルヲ以テ往々或種ノ運動ニ禍サレ
或ハ黨派ノ權勢ニ利用セラルノ虞ナシトセスヨリ行
政ノ任ニ當ル者地方民衆ノ聲ニ聽キテ施政宜シキヲ得サ
ルヘカラスト雖利害ノ誘惑ニ迷ハサレテ事ヲ處斷スルカ
如キハ官紀上斷シテ許サレサル所ナルヲ以テ各位ハ深ク
自ラ戒慎シテ公平事ヲ處シ苟モ他ノ疑惑ヲ招クカ如キハ
力メテ之ヲ避クルト共ニ範ヲ部下ニ示シテ過誤ナカラシ
メムコトヲ期セラルヘシ

土木ノ事業ハ日進月歩ノ科學ニ立脚ス各位ハ須ク常ニ
研鑽ノ工夫ヲ積ミ苟モ世運ノ進展ニ遡レサラムコトヲ努
メサルヘカラス殊ニ技術ノ應用ニ至リテハ其ノ巧拙ハ直
ニ事業ノ效果ヲ左右スルノミナラス若シ一度其ノ技ヲ誤
ルトコロアラムカ遂ニ地方財政ヲ紊亂スルニ至ルヘキヲ
以テ事業ヲ計畫スルニ方リテハ進歩シタル學術ノ應用ニ
依リテ經濟的ニ施設スルコトニ努メラレムコトヲ望ム
事務處理ノ改善ニ關シテハ各位ニ於テ常に留意ヲ怠ラ
レサルコトト信ス然レトモ現下ノ處理方法ハナホ煩鎖ニ
流レ當然ニ進展スヘキ民間事業ヲ抑制スルノ憾ナシトセ
ス故ヲ以テ土木行政ニ關シ許可認可等ノ事項ヲ省略簡單
ナシラムル趣旨ヲ以テ既ニ法令ヲ改正シタルモノアリ又
近ク之ヲ改正セムトスルモノアリ各位ハ此ノ趣旨ヲ體シ
力メテ事務ノ簡捷ヲ圖リ土木事業ノ監督上緩嚴宜シキヲ
制スルニ努メラレムコトヲ望ム
川崎次官の立板に水式の訓示は主任官の期待を裏切つて
飽氣無かつた。

次田土木局長が例の莊重な態度で議事の續行を宣告し、
指示事項に移つた。

— 土木行政ニ關スル監督規定改正ノ件

以テ事業ヲ計畫スルニ方リテハ進歩シタル學術ノ應用ニ
依リテ經濟的ニ施設スルコトニ努メラレムコトヲ望ム
事務處理ノ改善ニ關シテハ各位ニ於テ常に留意ヲ怠ラ
レタルモノ又改正見込ヲ以テ現ニ審議中ノモノ多々アリ
就中從來地方行政廳ノ專行ニ委セルモノニシテ新ニ認可

ヲ要スルヨトニ改メタルモノアリ特ニ各位ノ留意ヲ望ム
岡田河川、伊藤港灣兩課長から所管事項に付説明があつて、河川又は港灣の工事にして從來地方廳の專行に委ねたものを新に内務大臣の認可を受けしむることに改正した理由を詳述し、之に對し、田邊兵庫は御大山縣知事の部下だけあつて地方長官專管説を力説し、從來地方長官の職權に屬したものをして其の處分を爲すに方り懲々大臣の認可を必要とすることは大臣の事務簡捷に關する訓示に反するものであると高唱したが、田中愛知は之に反して港灣工事殊に漁港等の事項に關しては事柄自體が重要なものであるから、新に認可事項とするのは當然であると反対して折角の田邊君の意見を消煙さしたかの感があつたが、此問題は地方長官會議の節も問題と爲つたのである。某知事の如きは大臣が事務簡捷を力説されて居るとき、土木局だけが認可事項を追加するのは訓示の趣旨を破つて居るものであると憤慨して居たが、本省が知事の處分に干渉するの合理的な場合に於て尙夫れを捨て、事務の簡捷を圖れと言ふ主張で

は無い、中央政黨から来る無理な注文に應じきれない場合に於ては、本省の認可を受くると言ふことは却つて弱腰知事の爲には慈雨とも言ふべきである、餘りに自分のみに立脚して理想に走らびとしても腰弱連の多くを相手とする行政の實際に適應するものではない。

二 郡役所廢止ニ伴フ善後措置ニ關スル件

郡役所廢止ニ伴ヒ從來郡長ヲシテ執行セシメツ、アリシ事務ハ府縣知事ノ權限ニ移リ其ノ一部ハ府縣知事ノ名ニ於テ土木事務所長等ヲシテ之ヲ掌理セシメラルヘキモ其範圍方法等ニ付愼重攻究ノ上遺憾ナキヲ期セラルヘシ岡田河川課長の説明に次で、中隈福島は郡役所廢止による土木吏員增加の歎き苦情を述べ、内務省の方針は郡役所時代に於ける吏員の約半數に依つて善後措置を講ぜよとの訓令であるが、多數の町村道に付第一次監督官廳の職務を執行するのに從來の半數の吏員を以てすることは不可能を強ゆる譯であるから、その訓令の緩和を圖られたいと希望したが、次田土木局長が郡役所廢止の根本理由から説き、

其の要求の困難であるべきを説示し、内務省の方針に基きて何とか措置すべきを注意された。

三 土木出張所長ト協議ヲ要スル事項ニ關スル件

當省ニ於テ改修工事施行中ノ河川ノ區域内ニ於テ河川法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ府縣知事カ其ノ職權ヲ行使スル場合其ノ事項カ改修工事ノ施工ニ直接關係ヲ有スルトキハ總テ當該土木出張所長ト協議ヲ要シ又當省ニ稟伺ヲ要スル事項ニシテ右ニ該當スルモノハ夫々經由稟伺ノコトニ本年四月二十九日當省訓令第八號ヲ以テ定メラレタルハ改修工事ノ圓滑ナル遂行ヲ期セムカ爲ニ外ナラス各位ハ克ク其ノ趣旨ヲ體シ相互連絡ノ實ヲ擧クルコトニ努メラルヘシ

四 用排水幹線改良工事トシテ河川ニ關スル工事ヲ施行スル場合ノ取扱方ニ關スル件

府縣ノ事業トシテ用排水幹線改良工事ノ名ノ下ニ河川ニ關スル工事ヲ施行スル場合ト雖從來町村費支辨ニ屬シタル河川ニ付テハ之ヲ府縣費支辨ノ河川ニ編入ヲ要スル

ニ不拘往々其ノ手續ヲ怠リ又其ノ計畫ニ付當省ノ認可ヲ受ケヌシテ施行セラルル向アリ

府縣費支辨編入ニ付テハ大正十一年五月當省訓令第六號第四條、同十四年七月一日發甲第一九號通牒ニ依リ又其計畫ニ付テハ明治二十九年勅令第二三五號第二條又ハ大正十一年五月當省訓令第六號第一條ニ依リ必ス其ノ手續ヲ履行セラルヘシ

此問題は昨年開かれた主任官會議に於ても論議されたものであつて、農林省が農業上の見地からして河川改良工事に容喙するに至つたのに原因して、今尙河川行政の統一を紊して居る事件である指示の要旨は用排水幹線改良工事として縣費を以て河川を改良するのは府縣費支辨河川を指定する河川行政上の一作用に屬するから内務大臣の認可を受けよと言ふのであるが、之に對する主任官の意見を綜合すると、此工事の主管が農林省に屬するが故に地方廳に於ても農務課に於て執行し、河川行政の監督事務を掌る土木課に何等の合議なく執行し爲に各所に於て誤られたる河川工

事を施行するもの多く、治水上寒心すべき事件を惹起するから内農兩省が協議して地方廳の土木課に於て執行するやう地方長官に注意して貰ひたいと言ふものと此工事の主管を河川監督の上級廳である内務省に移管せよと言ふものと農業上の見地から一時工事を施行する河川を一々縣費支辨に編入するときは、治水上の見地からして其河川以上に縣費を以て支辨する必要なるものがあるから、夫等との權衡を失して遂に河川は總て府縣費支辨と爲るのみならず、工事の執行を終了すれば直に之を市町村費支辨に編入換を爲すことを要し河川の府縣費支辨編入に内務大臣の認可を受くる趣旨は其の意味のないこと、爲ると言ふのであつた。

此意見に對して次田土木局長は主任官の希望する諸點は大臣に上申すると前提し、痛快な批評を加へ、府縣の農務課も地方長官の指揮の下に行動するものであることは土木課と同一であつて、地方長官は其の部下の統一連絡を圖つて管内の行政事務を執行するのは言ふ迄もない當然の事である、然るに主任官の言ふが如く兩課何等の連絡を有せず

して、統一を缺くことは内農兩省の干知する所でなく、地方長官の指揮宜敷を得ない結果と言はざるを得ないから、夫等兩課の連絡に就ては主任官の屬する長官に要求せらるべき問題であると理論的に一蹴され用排水の爲にする工事を施行することに基固して、府縣費支辨河川を指定するとときは、他の河川との權衡を失するに至ると言ふ議論も何等理由のない事であつて、夫れ程貧弱な河川までを假令補助があるにしても府縣費支辨とする其の根本方針が誤つて居るのでないかと注意され、之に對し二の矢を續ぐものがなかつたのは何となく心淋しい感を起さしめた。

併しながら此の如き問題を惹起するに至つたのは元來内務省が悪いのである、由來内務省の河川行政なるものは所謂治水否な水害防禦と言ふことにのみ重きを置いて、水の自然力を利用すると言ふ積極的施政を忘れて居た感がある否な忘れて居たことは事實である、試に今の政府治水費豫算を通觀しても水害防禦に之れ力めて居ることが判る、夫であるから遞信省が電氣發生の爲にする水の利用に干涉

し、農林省が農業上の見地から河川改良工事に干渉するに至つたのであつて、地方廳が其の指揮と政府の方針とに付去就に惑ふことゝ爲つたのである。此根源を矯正せずして其の事務取扱方法に就て論議して居るのは間違つてないにしても、徹底しない遣り方と言はねばならぬ、又農林省が農業上の名に藉口して要求した河川改良工事補助費豫算を是否した、大藏當局の意見も吾人の解する能はざる所である。蓋し内務省が要求する大河川の改良費豫算の要求に對しては宛然縁日商人のやうな態度を以て、二割引け三割引けと消極一點張りの査定をしながら、其の他方に於ては公共の利害に重大な關係を有しない、河川改良工事補助を是認するか如きは、矛盾も亦甚しいのである。吾人は内農藏の三者が昔の行き挂りや感情を捨てゝ、其の目的の何たると問はず河川に關する一切の國政は河川を統轄する内務省の手に收め、假令間違つた苦情にはせよ土木主任官から今日の如き不平が出ないやうにし度いものである。

五 舊慣ニ依リ河水ヲ引用スルモノノ整理ニ關スル件

舊慣ニ依リ河水ヲ引用スルモノノ整理ニ付テハ本年一月十五日發土第一號依命通牒並義ニ開催セラレタル地方長官會議ニ於ケル指示ニ基キ銳意處理セラレ居ルモノト認メラルモ近時産業ノ發展ニ伴ヒ新ニ河水使用者トノ間ニ生スル紛議少カラス此際其間ノ權利關係ヲ明確ニスルハ最緊要ノ事ナルヲ以テ之カ整理ニ付テ尙一層ノ努力ヲ望ム。村山大阪は當局の御希望を達成することに努むるのは勿論であるが、先年來熱望した水利法の制定は其の後如何なされたかと逆襲した之に對する當局の答辯は折角調査中であるが種々困難な事情の下に今遽に制定する運に至らないのを遺憾とすと言ふのであつた、水の利用に關する地方慣習が區々に亘つて居て之を統一することは非常な困難事であるが、その困難な事に躊躇して水利關係を地方慣習に委ねたときは、水利法制定の效果が渺いことゝ爲るのである。若し一般の水に關する關係を規律することが困難であるとしたならば、國有財產法制定以來法律關係の不明瞭と爲つ

た河川水利に關する關係だけでも明確ならしむる爲に適當の立法を希望するのである、是に就ても亦遅農兩省から苦情の出るは判つて居るか、其の苦情たるや正當の理由の下に立脚して居るので無いから之を打破すること必ずしも困難では無い。近時科學の進歩に伴つて自然力を利用するの、著しき傾向あるとき、如何な手段に依つて水を利用することゝ爲るか判らない、今のとき水法の制定を急務とするのである、吾人は此指示を出さなければならない事情に鑑みて、一日も早く水法イヤ小河川法でも制定されむことを切望するのである。

六 河川ノ維持管理ニ關スル件

地方產業ノ發展ニ伴へ河川ヲ利用セムトスルモノ又ハ河川ニ影響ヲ及ホスヘキ各種ノ施設ヲ爲スモノ益多シ然ルニ其取締ニ付テハ未タ充分ナラサルモノアリ延テ他日災害ノ因ヲナスモノ少カラサルヲ以テ充分取締ヲ勵行セラレタシ又河川維持ニ付テハ平常修理不充分ニシテ多クハ災害ヲ俟テ復舊工事ヲ施行スル傾向アリ爲ニ一朝暴雨

アラムカ巨額ノ復舊費ヲ要スルハ洵に遺憾トスル所ナルヲ以テ平素ノ修理ニ關シ力メテ遗漏ナキヲ期セラレタシ

七 砂防地ノ取締ニ關スル件

砂防設備ヲ要スル土地又ハ治水上砂防ノ爲一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シタル土地ニ對シテハ其ノ取締ヲ嚴ニシ以テ砂防ノ目的ヲ達成スルコトニ努ムヘキハ言ヲ俟ス然ルニ往々砂防地ヲ亂伐シ爲ニ新ニ崩壊地ヲ生セルモノアリ或ハ砂防上伐採ヲ嚴禁スヘキ箇所ナルニ拘ラス皆伐テ敢テセルモノアリ砂防上甚遺憾トスルヲ以テ適當ノ方策ヲ講シ嚴重ニ取締ヲ勵行セラレタシ

八 土木統計ニ關スル件

内務報告例ニ依リ進達セラルヘキ土木統計諸表ノ提出近來遲滯ニ遲滯ニ重ヌル向多ク之カ取纏ニ付、支障少カラス甚遺憾ナルヲ以テ所定ノ期限内ニ必ス報告スルコトニ努メラレタシ就中土木費總計表ハ廳府縣事業、郡市事業、町村事業、水利組合事業ノ五項ニ區分製表ヲ要スルモ其ノ提出ハ同表様式説明第一項ニ記述セルカ如ク調査

結了ノ分ヨリ漸次進達シ支障ナキヲ以テ全部ノ取纏ヲ待

タス結了ノ分ヨリ順次提出セラレタシ尙土木費總計表災害表ノ調査方若ハ製表方ノ注意事項ニ關シテハ隨時通牒シタルモ實行セラレサル廉少カラス此ノ點特ニ留意セラレタシ

土木統計諸表ニ關スルノ件

一 土木費總計表中雜支出ノ掲載方ハ河川、道路、港灣等種目ニ

依リ區分掲記シ事實上區分シ能ハサルモノノミチ「各種目ニ區別シ能ハサル諸費」トシテ合掲スヘキモノナルモ單ニ測量費、

定雇人夫費等ト記載シ種目不判明ノモノアリ右ハ必ス區分セラレタキコト

二 同表中河川ノ幹支派川ニシテ他府縣ト相關聯アルモノニ對シテハ其ノ河川名ノ傍ニ「*」印ナ附シテ之ヲ區別シ對岸ノミ他府縣ニ屬スルモノニハ「X」印ヲ附スゴトニ定メアルモ實行セ

三 災害調査ハ報告例ニ示スカ如ク水害、潮害、暴風雨被害等火災ヲ除ク總テノ災害ヲ報告スル趣旨ナルモ其ノ調査往々区々ニ涉ル様アルニ付左記區分方豫メ御了知ヲ乞フ

- (1) 水害調査ハ主トシテ河水汎濫ニ基クモ流宋部ニ在テ同時ニ海水週流ノ爲被害アリシ場合ハ水害調査中ニ包括セシムルコト
- (2) 潮害調査ハ主トシテ海嘯ノ襲來ニ基クナルモ風浪ノ爲船舶

防波堤等ニ損害ヲ與ヘタルモノモ潮害トシテ整理ノコト

(3) 暴風雨ハ河水汎濫ニ關係無キ暴風雨、風雪、強雨、降雹等ハ被害ヲ調査スルモノナルモ暴風雨ハ水害若ハ潮害ノ原因ナ

爲斯場合甚多キ故ニ暴風雨被害トシテハ河水汎濫ニモ風浪激衝ニモ伴ハサル暴風雨、雪雹等ノ被害ノミチ調査スルコト

四 水害調査ハ一流域一表ニ製表スルモノナルカ或ハ幹川ト支派川トナ各別表トシ或ハ被害ノ月日ニ依リ之ヲ別表トシ或ハ各郡別ニ製表スル向アルナ以テ之ヲ流域別トスルニ方リ鑑別シ難キ場合甚多シ念ノ爲左記御了知置ナ乞フ

(1) 支派川ハ悉ク幹川ニ包括セシムルコト
(2) 同一流域ノ被害ハ各郡ニ合算製表スルコト
(3) 隣接他府縣ニ跨ル河川ノ水害ハ之ヲ「何川上流何川」「何川支流何川」ト記シ其ノ脈絡ヲ明瞭セシメラレタキコト

(4) 河水汎濫セサルモ橋梁ヲ流失シ河岸地ヲ浸シ或ハ工作物ヲ破壊シタルモノモ其ノ河川ノ水害トシテ整理シ且其ノ地先町

村名ヲ被害町村トシテ摘要欄ニ填記スルコト
(5) 同一流域ノ支派川ニ大水害アリシ場合及其ノ流域ニ於ケル治水上利害ノ關係重大ナル支派川ノ被害（損害ノ多寡ニ拘ラス）ハ之ヲ再掲トシテ特ニ別表ニ調製スヘキモノナルカ之ヲ實行スル地方甚少ナキヲ遺憾トス今後ハ必ス之ヲ實行セラレタキコト

五 災害被災員數中河川池沼湖ノ堤防、道路ノ缺損、埋没海岸堤防ノ破損、闕損、用惡水ノ水路破損、大下水破損ノ如ク管所數ト間數トヲ別記スヘキモノナルモ單ニ箇所數ノミ記入シ或ハ

間數ノミチ填記スルモノ往々アリ遗漏ナカラシムルコト

六 災害表中摘要欄ノ明記無キ向アリ該欄ノ各項ハ其被害状態ヲ
窺ヒ其程度ヲトスヘク最モ必要ナレハ此ノ點モ遗漏無キヲ望ム

九 道路改良工事施行ニ關スル件

地方ニ於テ施行セラルル道路改良工事ノ實況ヲ視ルニ

往々ニシテ一局部ニ着眼シ計畫スルモノ尠ナカラス爲ニ
其ノ構造規格地方交通ニ適應セサルモノアルヲ以テ各路
線ニ亘リ一定計畫ヲ樹立シタル上假令些少ナル區間ニ於
ケル改良工事ト雖其ノ計畫ノ下ニ施工セラレタシ

武井道路課長の説明は、地方廳が執行して居る道路工事
の計畫を觀ると其の基調が餘りに地方的状況に捉はれて居
る嫌がある、例へば甲乙兩地を連絡する道路を數年に亘り
改良する場合に於て、一區間は自動車の交通を基礎として
路幅を擴張したが、他の區間に於ける屈曲の更正工事に方
つては自動車の交通を考慮して居ないものがあつて、折角
の路幅擴張工事も甲乙兩地間自動車交通の爲には何等の効
果を擧げ得ないと言ふ状況の下にあるものが専らアリ、故

に一定の計畫を樹立して局部的工事を施行せよと言ふので
あつた、固より當然すぎる程當然なことであるが、此當然
過ぎることか、尙實行されて居ないことを聞くときは路政
に關する講習も強ち無益の業でないと思はしめた。

十 軌道事務ノ取扱ニ關スル件

軌道事務ノ取扱ニ關シ法令ノ定ムル所ニ依ラサルモノ
又ハ其ノ取扱遅延スルモノ専ナカラス之カ照覆ニ手數ヲ
要シ起業ノ進捗ヲ阻害スルノ憾アルヲ以テ申請書ヲ受理

監督十分ナラス軌道經營者ニシテ其ノ義務ニ屬スル事項
ヲ履行セサルモノアリ其ノ甚シキニ至リテハ認可ヲ受ケ
スシテ工事ヲ施行スルモノ等アリ自今之カ取扱ニ付注意
セラレタシ（別紙參照）

軌道事務取扱ニ關スル件

一 建設費概算書及運輸事業收支概算書ハ其ノ内容ニ付精査シタ
ル上進達スルコト（軌、施、第一條（三）（四）
二 競願ノ場合ハ成ルヘク其ノ競願書類ヲ同時ニ進達スルコト
軌、施、第五條（六）

三 平面圖ニハ道路横斷定規ノ適用區間並涉線、引込線及側線等

ノ分歧點ノ哩程ヲ明示スルコト（軌、施、第八條（一））

四 橋梁及溝橋ノ實施設計ニ付（軌、施、第九條第一項ノ（七））

（一）基礎 特殊ノモノニアリテハ其ノ耐力關係ヲ知ルニ足ル計

算書ヲ添付スルコト（地、施、第十二條九ノロ）

（二）桁 斜橋ニ用ユル桁ノ構造ニシテ直角橋ト大體同ナル横

構ヲ有スルモノハ模範設計ヲ定メ其ノ適用箇所ヲ明示スレバ

足ルコト（地、施、第十二條ノ九ハ）

撓度 假設工事ヲ除クノ外左記標準ニ依ルコト（地、施、第

十二條九ノホ）

（イ）1字鋼桁ノ場合 計算徑間ノ八百分ノ一下

（ロ）板鋼桁ノ場合 計算徑間ノ千分ノ一以下

（四）河幅ヲ縮少スル如キ工事ニ就テハ其ノ理由ヲ附記スルコト

（地、施、第十二條九ノヘ）

併用軌道ニ於ケル轉轍器、轍叉ノ箇所ハ木石等ニテ鋪装シ重

鉤取柄式轉轍器ノ取柄及給水器等ハ交通上支障ナキ位置ニ設置

スルコト

併用軌道ノ軌條ハ可成熔接法ヲ用フルコト

異形軌條接續ノ場合ハ其ノ異形繼目板ノ設計圖ヲ添付スルコト

軌條重量ノ増加ニハ軌條形狀ノ變更及轉轍器轍叉ヲ含マサルコ

ト（軌、施、第九條第一項ノ九委、第二條第一項第一號ノチ）

キ様施設スルコト（軌、施、第九條第一項ノ十）

各車踏段ト乗降場トノ間隔ハ直線部ニ於テ五時以内トスルコト

（軌、施、第九條第一項ノ（十））

七 重要ナル踏切道ニ就テハ其ノ前後道路ノ取付勾配其ノ適用箇

所ヲ機造圖ニ明示スルコト（軌、施、第九條第一項ノ（十一））

八 複線軌道ニ於テハ線路ノ最小曲線半徑ノ箇所ヲ通過スル行進

車輛ノ間隔ヲ圖示スルコト車輛ノ最大長又ハ最大幅ヲ增大シタ

ル場合亦同シ（軌、施、第九條第一項ノ（十四））

九 發電所、變電所、蓄電所及配電所ノ工事竣功シタルトキハ地

方鐵道法施行規則第二十三條第一項第二號ノ電氣工事竣功圖表

ヲ提出スルコト

十 車輛ニ關シテハ別冊内規ニ依リ精査スルコト（軌、施、第九

條第一項ノ（十四）、建、第二十二條

十一 電車用電動機ニシテ新造又ハ變更スル場合ハ其ノ電動機ノ

特性線圖ヲ提出スルコト（軌、施、第九條第二項ノ（六）地、施、

第二十條、第二十一條

十二 地方鐵道法施行規則第二十一條第一號及第二號ノ届出書ニ

ハ其ノ認可年月日及番號ヲ附記セシムルコト

十三 工事方法書ニハ車輛ノ音響器及乗務員間合圖器ノ説明ヲ記

載セシムルコトニ注意スルコト（軌、施、第九條第一項ノ（十四））

建、第二十三條

十四 軌道ノ構造及道路ノ鋪裝ニ關シテハ騒音防止ニ付キ考慮セ

シムルコト（軌、施、第九條第四項ノ（二））

十五 軌道ノ排水設備ニ關シテハ單ニ路面排水ノミニ止ラス路床

排水ニ就テモ考慮シ且ツ其ノ設置個所ヲ明示セシムルコト（軌

施、第九條第四項ノ（三）軌、建第十三條

十六 工事方法書ノ變更認可申請書ヲ進達スル場合ハ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スルコトニ留意スルコト（軌、施、第十條）

十七 新舊對照圖ハ可成同一圖面ニ色別（舊ハ黃色、新ハ赤色）スルコト

工事變更ノ爲地方鐵道法施行規則第十三條ニ依ル協定書並ニ契約書ニ變更ナ生スル場合ハ之レカ謄本ヲ添付セシムルコト（軌施、第十一條）

十八 工事方法書ノ變更ニシテ既認可設計ト同一設計ニ依ルモノハ其ノ認可年月日及番号ヲ附記セシムルコト（軌、施第十一條）

十九 併用軌道ノ輪緣路ハ車輪ニ對シ必要以外ノ部分ハ適當ノ材チ以テ填充セシムルコト（軌、建、第七條）

二十 併用軌道ノ中心間隔ハ可成車輛ノ最大幅ニ一呎四吋ヲ加ヘタルモノトシ之ヨリ大ナル場合ハ其ノ事由ヲ説明セシムルコト（軌、建、第十條）

二十一 市街地ニ於ケル併用軌道ハ可成敷石其ノ他適當ノ鋪装チナサシムルコト（軌、建、第十二條）

二十二 市街地内ニ於ケル電車柱ハ美觀ニ付テモ考慮セシムルコト（軌、建、第十二條）

二十三 本線路勾配百分ノ一ヨリ急ナル箇所ニ停留場ヲ設置スルノ已ムナ得サル場合ハ其ノ事由ヲ詳記スルコト（軌、建、第十條第二項）

二十四 職權委任事項第二條第一項第一號ノワノ規定ニ依リ認可スル場合ハ道路交通トノ關係ヲ考慮セラレタキコト

二十五 鐵道用地ヲ使用スル場合ハ所轄鐵道局長ノ承認書寫ヲ提

出セシムルコト

二十六 軌道法施行規則第十三條第二項ノ報告ニ付テハ大正十三

年八月七日發土第三三號通牒ニ依リ取扱フコト

二十七 主任技術者ノ報告未済ノ分ハ速力ニ提出セシムルコト

（軌、施、第三十一號）

二十八 地方鐵道法施行規則第四十九條條ノ書類ハ大正十四年六

月二十六日監軌第一二九四號ノ通牒ニ依リ手續セシムルコト

二十九 假線使用期限伸長ノ認可ハ六ヶ月以内ノ場合ニ限り委任セラレタルモノナルニ付注意スルコト（委、第二條第一項第一號ノタ）

三十 手用制動機省略ノ場合ニハ大正十四年十二月十一日監軌第二二八九號通牒ニヨリ取扱フコトニ注意スルコト

此指示の参考として詳細な注意事項が配付された、軌道法の施行されたのは確か一年半まへと記憶して居るのに今尙此注意を受くる地方軌道主任官の健在を疑ふのである併しながら地方廳の者に言はしむると軌道に關する事務は細大となく内鐵兩省の認可を要し、其の認可申請に對しては詰らない些細な點までも照會してきて、本省の役人の技術的満足を充たそうとするから些細な點は本省で調べて呉れと言ふ頭で一應の審査を爲し進達するのであると言ひ、本

省の役人に言はしむれば一事件として碌なものなく調査粗漏であるから、此の如き能力者に認可權を附與することが出来ないと言つて居る、双方共理屈のあることであるが、今日の如く事の細大と無く主務省の認可を要することは斯業發展の爲に遺憾に堪へない、某消息通の語る所に依れば内務省は事務の大部分を地方廳に委任し重大なものに限り認可權を留保せむとする意見を持して居るが、特別會計の下に支辨されて居る鐵道省には多數の役人が居て、用務が妙くな過ぎる爲に認可權を地方長官に附與しないのであると言ふことである、若し其の言が眞なりするならば、事務簡捷の世論否な政府の方針に反するものであるから、行政調査會の鏡にかけて徹底的の調査を煩したいものである。

十一 道路事務ノ簡捷ニ關スル件

道路事務ノ簡捷ヲ期スルカ爲義ニ道路維持修繕令其ノ他ノ規定ヲ改正スル所アリ近ク道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル事項ヲ改正セムトス仍テ左記各項ニ注意セラレタシ

(一)並木ノ伐採ニ付監督官廳ノ認可ヲ要セサルコトト爲シタルモノニ非サルヲ以テ名ヲ枯損障碍ニ藉リテ棄ニ伐採スヘカラサル。勿論並木カ障碍ト爲ルヘキ場合ニ在リテモ並木保存ノ方法ヲ篤ト研究シタル上萬已ムヲ得サル場合ノ外伐採セサルコト

(二)道路ノ新設又ハ改築ニ關シテハ國道及指定府縣道ノ些少ナル區間ニ於ケル改良及指定府縣道以外ノモノニ付テ認可ヲ省略セムトス仍テ左ニ掲タルモノニ限り些少ナル區間トシテ措置スルコト

街路並ニ之ニ準スヘキ道路

長五〇〇メートル未滿

其ノ他ノ道路

長一キロメートル未滿

(三)市道又ハ町村道ノ新設又ハ改築ニ關スル認可事項等ヲトセサルモノアリト認ムルヲ以テ大正九年當省令第六號第三條第九號ニ依リ事務ノ簡捷ヲ圖ルコト

武井道路課長の説明によれば、道路事務の簡捷を期する

爲に現行道路法令の改正に盡力し近く又認可事項省略の省

令を公布すると言ふことである、由來道路法に於ては管理者の権限行使に付上級官廳の認可を必要とするもの頗る多く、何故に認可を必要とするかを怪むものが尠くない、故に認可の手數を省くが爲に法令違反の舉に出するものがある、殊に國道府縣道の新設改築に關しては認可を必要とするが、その些少な區間に於ける改良に就ては、認可を受くるに及ばない規定があるのに籍口して、些少ならざる大工事も認可なく執行するものが多く、立法の趣旨徹底しない感があるので、今回はその些少なる區間の範圍を限定すると共に、重要府縣道と然らざるものとを區別して前者は認可を要するが、後者はその認可を省略せむとするのであつて吾人の賛成する所である。

十二 鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關

スル件

鐵道敷設ノ爲ニスル重要ナル國道府縣道ノ占用ニ關シ

テハ平面交叉ヲ避ケ又占用ニ伴ヒ必要ヲ生シタル道路工

事ニ關シテハ姑息ナル改修ヲ避ケラレタシ

のもので無くなつた結果、高速度の交通機關たる鐵道と道路との交叉を如何に調和するかと言ふことは、鐵道の道路踏切に於ける事故の頻發からして鐵道道路兩界に於ける重大問題の一と爲つた、固より兩者は互に獨特の使命を持つて居るのであるから其の使命を障害ならしむることは避けなければならぬ、故に鐵道は道路を踏切るべからず、道路も亦鐵道を踏切るべからずと言ふ議論に爲るのであるが其の理想は現社會に强行すべきものでなく、出來得べくむば兩者が出來るだけの障害を防止して共助共存の下に經營すべきである、然るに我國に於ては舊時の鐵道萬能の思想に禍されて鐵道が道路を踏切るのはさも當然の如き慣習を馴致し國有鐵道は勿論のこと、地方鐵道に至るまで誤想の當然性を振り舞はして道路と平面交叉するものが多い、爲に此誤想を打破して安全な道路交通を測りたいとは吾人積年の希望であつたが、此度の指示に依つて重要な國道府縣道

に於ては鐵道との平面交叉を嚴禁すること、爲つたのは吾人否な我國路政の爲に欣快に堪へない。

固より鐵道經營者が既存道路を踏切る場合に於て、其の上下を通過することは建設費の關係上苦痛とする所であるが、後日に於ける鐵道事故の頻發することに鑑みたならば、左程の負擔でもない、早く昔の誤想から醒めて純正な工事方法を採ることに考慮して貰ひたいと同時に内務當局が尙一步を進めて既存鐵道の踏切であつて隨分道路交通の爲に危険なものが渺くないから是等を一掃することに再考して貰ひたいのであるが京濱新國道上に新設軌道の横断を認めた當局に果たして此勇氣があるか懸念に堪へない。

十三 道路ノ簡易鋪装ノ普及ニ關スル件

別紙圖表ニ依ル簡易鋪装ハ經濟的ニシテ效果アルモノト認ムルヲ以テ之カ普及ニ努メラレタシ

多額の經費を投して完全に立派な鋪裝道路を造ることは財政の貧弱な我國の現時に望むべきでなく、又假令望むでも出來ないことである、故に最も低廉な最も簡易な鋪装を

欲するのは近時朝野有志の熱望する所であつて、内務當局も亦之が普及を獎勵すること、爲つたのは時宜に適したものである、之に就て牧野技師が土木試驗所長時代に得た經驗を基礎として、懇々と説明し主任官も亦熱心に之を聽取したのは吾人の多とする所である、瀋江福岡の博多市鋪装道路に於ける經驗談と、坂本茨城が水戸市内に於て施行した十數種の鋪装工事の經驗談と其の鋪装の效力に就て述べた所は何れも多大な参考と爲つたであろう（其の詳細は本誌に收む）

十四 府縣費支辨港灣編入ニ關スル件

府縣費支辨港灣編入ニ付テハ諸般ノ方面ニ亘り慎重ナル調査ヲ遂ケ其ノ港灣ノ選定ニ付萬遠算ナキヲ期セラレ

タシ

伊藤港灣課長の説明を聽く所に依ると、港灣の費用を府縣費で支辨する場合は内務大臣の認可を必要するのであるが、その認可を爲すに方つては専ら港灣の價値を判断するを要するに拘はらず多くの府縣は其の港灣に於ける狀況のみを調査し、他の港灣との比較調査を爲さるが爲に、再

應照覆し手數を要するから自今必ず比較調査を遂げて其の

選定の誤なからむことを望むと言ふのであつた、此問題も地方に於ける黨勢擴張を利用してゐるゝ場合多く、眞に港灣の價値に鑑みて府縣費支辨の要否を定めないものがあるので特に指示するの要を生じたのであつて、津々浦々の細事にまで政黨化して來たのは寔に遺憾である。

十五 港灣浚渫工事ノ稟伺ニ關スル件

大正十一年五月當省訓令第六號第二條ニ依リ稟伺ヲ要スル港灣工事ニハ浚渫工事ヲモ包含スルモノナルニ拘ラス從來本工事ニ付テハ其ノ手續ヲ爲サシシテ處理セラルル向アリ爾今必ス稟伺ノ上處理セラレタシ

伊藤港灣課長の説明に依ると、港灣の浚渫其のものは船舶の航行上好ましいことであるが、浚渫した爲に他の海底に大きな影響を及ぼすものがあつて、之を棄に許すときは海底の安全を期することが出来ない、故に重要港灣の浚渫は港灣に關する工事として内務大臣の認可を必要とするに拘はらず、其の手續を怠るものがあるから注意して貰ひた

いと言ふのであつた。

十六 市街地及其ノ附近ノ河川運河ヲ横過シ設クル作物ノ徑間、空間埋設ノ深度ニ關シ統一的標準ヲ定ムルノ件

都市計畫法施行地ノ如キ將來著シク發展セムトスル都市ニ對シテハ其ノ河川運河ヲ横過シテ設クル作物ノ徑間空間及河底埋設物ノ深度ニ關シ治水上並通航上ノ見地ヨリ考慮シ豫メ統一的ノ標準ヲ定メ置キ將來都市ノ發展ニ支障ナカラシムルコトニ努メラレタシ

多數に亘つた指示も傾聽するだけの議論なしに終つたが議論は梅雨氣分で何となく満場の眠むけを増すばかりであつた、いつも眠むけ醒しに奇聲を吐く宮島千葉も今年は一向に氣勢をあげない、言ふが爲に聽くと言ふ有様で注意事項に入つた。

二

注 意 事 項

一 河川ノ水理ニ關係アル鐵道工事ノ施行ニ關スル事件
河川ノ水理ニ關係アル鐵道工事ノ施行ニ付テハ治水上
影響スル所大ナルモノアルヲ以テ其ノ私設鐵道タルト國
有鐵道タルトヲ問ハス苟モ許可又ハ承認ニ先チ工事ヲ施
行スルカ如キコトナキ様篤ト注意セラレタシ

二 水利使用許可年限ノ取締ニ關スル件

許可年限經過後再出願ニ對シ往々之ヲ繼續使用シテ稟荷
セラル向アルモ期間満了同時ニ失効スルハ命令書ニ明
規スル所ナルヲ以テ如斯ハ新規出願トシテ取扱ハレタシ
三 水利使用工事實施設計認可申請期間同着手竣工
期間ノ伸長取扱方ニ關スル件

此等期間ノ伸長ニ付テハ其ノ理由正當ノ事由アリト認
ムヘカラサルモノ又天災不可抗力ト認メ難キモノ(賃金
蒐集ノ困難又ハ技術者ノ事故等ノ如キ若ハ
降雪地方ニ於テ降雪ヲ理由トスルカ如シ)ニ對シ伸長ヲ許
可シ又ハ許可ノ稟伺ヲセラル向アルモ正當ノ事由又ハ
天災不可抗力ノ意義ハ之ヲ明確ニ解シテ證議ヲ爲シ後日
権利爭議ノ因トナラサル様留意セラレタシ

岡田河川課長の説明があつたが、此問題も亦統一した
水法の制定がない爲に内遞兩者が各意見を異にし兩大臣
に監督さるゝ地方廳としては寔に迷惑する、問題である
高田神奈川が頻りに齎憾したのも當然である、その談す
る所を聞けば期間の伸長に關し兩省に稟伺したが、一方
は許可せよと言ひ、一方は許可すべからずと言ふ遣り方
では地方廳は其の適從する所に苦しむから吾々に注意な
さるよりは、早く水法を制定されて監督主務大臣を決定
せらるゝのが至當である、若しその事が急に出來ないと
すれば中央に於ける兩省が協議して兩大臣の處分が二途
に出ないやうに注意して貰たいと逆襲し、中限福島も亦
天災不可抗力と認め難いものに對し伸長を許可すると言
はるゝが、天災不可抗力は餘程觀察方に依つて、異なるも
のであつて、遞信省は不可抗力と觀、内務省は不可抗力
に非ずと觀らるゝ場合がある如く府縣の觀方も決して間
違つては居ないと力説した、行政の實務に當つて居る人
の意見としては必ずしも排すべきでない内務當局は大に

傾聽して取扱の改善に力むべきである。

四 水利使用工事實施設計認可申請其ノ他指定期間

經過又ハ権利者ノ死亡等ノ爲失効シタルモノノ再出
願取扱ニ關スル件

此等ノ再出願ニ際シテハ失効トナリタル原因ニ付篤ト
調査ヲ遂ケ起業能力事業遂行ノ確否工事進行ノ程度等充
分審査ノ上意見ヲ附シ稟伺セラレタシ

五 水利使用ニ關スル許可認可並願書ノ受理報告等

勵行方ノ件

工事實施設計認可、工事ノ着手、竣工並是等期間ノ伸
長等ニ關スル報告ハ水利ニ關スル事件處理上必要ナリ然
ルニ往々報告洩、報告遅延又ハ競願關係記入洩等ノ爲之
カ照復ニ日子ヲ要シ爲ニ處理ノ敏活ヲ缺ク嫌アルヲ以テ
其ノ都度遲滯ナク報告スルコトニ注意セラレタシ

六 道路工事ノ取締ニ關スル件

道路ニ關スル工事ノ取締ニ關シテハ大正十一年七月二
十六日發土第八七號ヲ以テ通牒シタルモ其ノ趣旨徹底セ

サルノ憾アルヲ以テ一層之カ勵行ヲ期セラレタシ

七 水道計畫ト水利事業ニ關スル件

河川ヲ水源トスル水道ノ新設又ハ擴張ニ關シテハ下流
ノ灌漑用水權者其ノ他水利事業者等ヨリ異議ヲ申出テ事
業ノ灌漑ヲ來シタル例少ナカラス仍テ認可ノ申請ニ方リ
テハ河川ノ流水量關係田面積及所要灌漑水量等ニ付周到
ナル調査ヲ遂ケ其ノ顛末ヲ具體的ニ説明セラレタシ

八 水道水源ノ選擇ニ關スル件

水源を河川に求むる水道の新設擴張計畫に關して、他の
水利權との關係を調查せよと言ふのであつて適當な注意で
ある併しながら之を法律的に觀るときは水道布設の許可が
あつた場合に於て必ずしも水道の爲にする水の使用を許可
されたものと觀るべきものでなく許可を受けた者は更に其
の水道に必要な引水に付いて合法的手續に依つて引水權を
取得すべきものであるから此注意があつたと言つて直に水
道布設許可には引水權を包含するものと解すべきでない唯
だ反對陳情等の煩を避くる爲の注意に外ならないのである

水道ノ水源カ海水ノ影響ヲ受クル懸念アルモノヲ撰定

シタルカ爲之ヲ上流部ニ移轉シ計畫ノ變更ヲ來シタル例少ナカラス仍テ水源位置撰定ニ付テハ將來一層注意セラレタシ

九 公有水面埋立事務ノ取扱ニ關シ左記各項注意セ

ラレタシ

- (一) 公有水面埋立法第三條地元市町村會ニ對スル地方長官 諸問ハ出願者當該市町村ナルトキト雖省略セサルコト
- (二) 公有水面埋立法第四條ノ權利者及同施行令第五條ノ競顧ノ有無ハ稟伺書類ニ必ス記載スルコト
- (三) 公有水面埋立法第三十六條ノ無願埋立ニ關シ其ノ追認、稟伺又ハ追認拒否報告ノ場合ニ於テハ其ノ告發的手續ノ要否ヲ附記スルコト
- (四) 公有水面埋立法施行令第七條ノ規定ニ依リ免許條件トシテ附スルコトヲ得ヘキ公益上又ハ利害關係人ノ保護ニ必要ナル事項ハ之ヲ具體的ニ記載スルコト
- (五) 稟伺又ハ報告セラルル公有水面埋立ノ書類ニハ願書受

理年月日ヲ記載スルコト

(六) 公有水面埋立竣功期間ノ伸長ヲ稟伺セラルル場合ハ爾今必ス其ノ埋立工事ノ出來形、支出金額ヲ知ルニ足ル圖書類ヲ添付スルコト

(七) 大正十一年四月二十日發土第三五號通牒第二十三項ニ依ル公有水面埋立ニ關スル報告ニ付テハ報告書ノ標題ニ大正十三年九月十日發甲第一四號通牒ニ基キ必ス河川、海又ハ湖沼等ノ種別ヲ明記スルコト

(八) 埋立免許拒否ニ關スル報告中拒否ノ事由ニ付單ニ「公益上支障アリト認メタル」旨ヲ記載スルニ止マリ内容明瞭セサル爲照復ノ手數ヲ要スルモノアリ爾今右報告ノ際ハ拒否ノ事由ヲ具體的ニ記載スルコト

十 沿海工事ニ付左記事項注意セラレタシ

大正十二年七月當省訓第六八一號沿海工事施行ノ協議方ニ關スル件第二條ニ依リ添付スヘキ海圖及其ノ膽寫圖ハ必スニ二部送付セラレタシ

(未完)